

改正後	改正前																																																																																																																												
<p><b>損益の通算の計算書</b>（書き方については、控用の計算）</p> <p>（平成 年分） 氏名</p> <p>この計算書は、申告書Bや申告書第三表（分離課税用）を使用して申告する方で、各種の所得の損失額（赤字）を他の各種の所得の黒字から差し引く（以下、損益の通算といいます。）際に、赤字の所得が数多くある方が損益の通算をする場合に使用します（申告書第四表（損失申告用）を使用して申告する方は、この計算書は使用しません。）。</p> <p><b>1 経常所得の損益の通算</b></p> <p>A 経常所得 ① 円</p> <p>・ 申告書B第一表の「所得金額」欄の①からの金額の合計額を書きます（赤字の場合には金額の頭部に△を付します。）。</p> <p><b>2 譲渡・一時所得の損益の通算</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>所得の種類</th> <th>④差引金額</th> <th>⑤第1次通算後</th> <th>⑥第2次通算後</th> <th>⑦特別控除額</th> <th>⑧譲渡・一時所得の通算後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">B 譲渡</td> <td>短分一般分 ③</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>譲渡軽減分 ④</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>期総合 ⑤</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B 長分</td> <td>一般分 ⑥</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>特定分 ⑦</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>譲渡軽減分 ⑧</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>渡期総合 ⑨</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>一時</td> <td>⑩</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 「④差引金額」の各欄には、「譲渡資産の収入金額」から「譲渡資産の取得費など（※）を差し引いた後の金額を書きます。 ※ 譲渡資産の取得費（贈与に係る経費など）を算入した金額を除きます。）から償却費相当額を差し引いた金額及び資産の譲渡に際して直接要した費用などの合計額をいいます。 2 「一時」の⑩は、「一時所得の収入金額」から「収入を得るために支出した金額」を差し引いた後の金額（赤字のときは0）を書きます。 3 「譲渡」の⑦「特別控除額」の⑦及び⑧は、次により書いてください。 i 「⑥第2次通算後」の⑦と⑧の合計額が50万円までの場合……それぞれ⑦と⑧の金額（赤字のときは0）を書きます。 ii 「⑥第2次通算後」の⑦と⑧の合計額が50万円を超える場合……⑦・⑧の順に、それぞれ⑦と⑧の金額を書きます。ただし、⑦と⑧の合計額は50万円が限度となります。 4 「一時」の⑩「特別控除額」⑩には、「一時」⑩が50万円までの場合にはその金額を、50万円を超える場合には50万円を書きます。</p> <p><b>3 損益の通算</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>所得の種類</th> <th>④通算前</th> <th>⑤第1次通算後</th> <th>⑥第2次通算後</th> <th>⑦第3次通算後</th> <th>⑧所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 経常所得 ①</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B 譲渡</td> <td>短分一般分 ③</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>譲渡軽減分 ④</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>期総合 ⑤</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B 長分</td> <td>一般分 ⑥</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>特定分 ⑦</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>譲渡軽減分 ⑧</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>渡期総合 ⑨</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>一時</td> <td>⑩</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>C 山林</td> <td>⑪</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>D 退職</td> <td>⑫</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>所得金額の合計額（③から⑫までの合計額）</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 「④通算前」の①及び③から⑤は、「1 経常所得の損益の通算」及び「2 譲渡・一時所得の損益の通算」より転記します。 2 「山林」の⑪及び「退職」の⑫は、山林所得及び退職所得（赤字のときは0）を書きます（山林所得が赤字の場合には金額の頭部に△を付します。）。</p> <p>○ 申告書への転記については、控用の裏面を読んでください。</p>	所得の種類	④差引金額	⑤第1次通算後	⑥第2次通算後	⑦特別控除額	⑧譲渡・一時所得の通算後	B 譲渡	短分一般分 ③	円	円	円	円	譲渡軽減分 ④	円	円	円	円	期総合 ⑤	円	円	円	円	B 長分	一般分 ⑥	円	円	円	円	特定分 ⑦	円	円	円	円	譲渡軽減分 ⑧	円	円	円	円	渡期総合 ⑨	円	円	円	円	円	一時	⑩	円	円	円	円	所得の種類	④通算前	⑤第1次通算後	⑥第2次通算後	⑦第3次通算後	⑧所得金額	A 経常所得 ①	円	円	円	円	円	B 譲渡	短分一般分 ③	円	円	円	円	譲渡軽減分 ④	円	円	円	円	期総合 ⑤	円	円	円	円	B 長分	一般分 ⑥	円	円	円	円	特定分 ⑦	円	円	円	円	譲渡軽減分 ⑧	円	円	円	円	渡期総合 ⑨	円	円	円	円	円	一時	⑩	円	円	円	円	C 山林	⑪	円	円	円	円	D 退職	⑫	円	円	円	円	所得金額の合計額（③から⑫までの合計額）	円	円	円	円	円	<p><b>（新設）</b></p> <p>○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。</p>
所得の種類	④差引金額	⑤第1次通算後	⑥第2次通算後	⑦特別控除額	⑧譲渡・一時所得の通算後																																																																																																																								
B 譲渡	短分一般分 ③	円	円	円	円																																																																																																																								
	譲渡軽減分 ④	円	円	円	円																																																																																																																								
	期総合 ⑤	円	円	円	円																																																																																																																								
B 長分	一般分 ⑥	円	円	円	円																																																																																																																								
	特定分 ⑦	円	円	円	円																																																																																																																								
	譲渡軽減分 ⑧	円	円	円	円																																																																																																																								
渡期総合 ⑨	円	円	円	円	円																																																																																																																								
一時	⑩	円	円	円	円																																																																																																																								
所得の種類	④通算前	⑤第1次通算後	⑥第2次通算後	⑦第3次通算後	⑧所得金額																																																																																																																								
A 経常所得 ①	円	円	円	円	円																																																																																																																								
B 譲渡	短分一般分 ③	円	円	円	円																																																																																																																								
	譲渡軽減分 ④	円	円	円	円																																																																																																																								
	期総合 ⑤	円	円	円	円																																																																																																																								
B 長分	一般分 ⑥	円	円	円	円																																																																																																																								
	特定分 ⑦	円	円	円	円																																																																																																																								
	譲渡軽減分 ⑧	円	円	円	円																																																																																																																								
渡期総合 ⑨	円	円	円	円	円																																																																																																																								
一時	⑩	円	円	円	円																																																																																																																								
C 山林	⑪	円	円	円	円																																																																																																																								
D 退職	⑫	円	円	円	円																																																																																																																								
所得金額の合計額（③から⑫までの合計額）	円	円	円	円	円																																																																																																																								

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>損益の通算の計算書の書き方</b></p> <p>1 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の各欄</p> <p>(1) 「①第1次通算後」の各欄      「①差引金額」の「短期」、「長期」の区分ごとに「分離」、「総合」の赤字又は黒字の通算後の金額を書きます（「分離」、「総合」がともに赤字又は黒字の場合には、「①差引金額」の金額をそのまま転記します。）。</p> <p>イ 「短期」の各欄      i 「①差引金額」の「分離」が赤字の場合…他の「分離」の黒字と通算した後に、「総合」と通算します。      ii 「①差引金額」の「総合」が赤字の場合…「分離・一般分」の黒字と通算した後に、「分離・軽減分」と通算します。</p> <p>ロ 「長期」の各欄      i 「①差引金額」の「分離」が赤字の場合…他の「分離」の黒字と上段から順に通算（これと異なる順序で通算しても差し支えありません。）した後に、「総合」と通算します。      ii 「①差引金額」の「総合」が赤字の場合…「分離・一般分」、「分離・特定分」、「分離・軽減分」の順に通算します（これと異なる順序で通算しても差し支えありません。）。</p> <p>(2) 「②第2次通算後」の各欄      「②第1次通算後」の「譲渡」の赤字又は黒字の通算後の金額を書きます（「短期」、「長期」がともに赤字又は黒字の場合には、「①第1次通算後」の金額をそのまま転記します。）。      ・ 「①第1次通算後」の「短期」、「長期」の各段に赤字や黒字がある場合…「短期」、「長期」の区分ごとに黒字は「分離」、「総合」の順に通算します（「分離」の区分内は、上段から順に通算しますが、「長期・分離」の区分内は、これと異なる順序で通算しても差し支えありません。）。</p> <p>(3) 「③譲渡・一時所得の通算後」の各欄      「③第2次通算後(※)」の「譲渡」の赤字又は黒字と「一時」の通算後の金額を書きます。      「譲渡」の赤字は、「総合」、「長期・分離」、「短期・分離」の順に通算します（「短期・分離」の区分内は、上段から順に通算しますが、他は、これと異なる順序で通算しても差し支えありません。）。      ※ 「譲渡・総合」及び「一時」は、「②第2次通算後」の金額から「④特別控除額」を差し引いた金額になります。</p> <p>2 「3 損益の通算」の各欄</p> <p>(1) 「①第1次通算後」の各欄      イ 「①通算前」のA、Bがともに赤字又は黒字の場合…「①通算前」の金額をそのまま転記します。      ロ 「①通算前」のAが赤字でBが黒字の場合…Aの赤字はBの「短期・分離」、「短期・総合」、「長期・分離」、「長期・総合」、「一時」の順に通算します（「分離」の区分内は、上段から順に通算しますが、「長期・分離」の区分内は、これと異なる順序で通算しても差し支えありません。）。      ハ 「①通算前」のAが黒字でBが赤字の場合…②の赤字は、「総合」、「長期・分離」、「短期・分離」の順に通算します（「短期・分離」の区分内は、上段から順に通算しますが、他は、これと異なる順序で通算しても差し支えありません。）。</p> <p>(2) 「②第2次通算後」の各欄      イ 「①第1次通算後」のA、B、Cがともに赤字又は黒字の場合…「①第1次通算後」の金額をそのまま転記します。      ロ 「①第1次通算後」のA、Bが赤字で、Cが黒字の場合…A、Bの赤字は、「経常所得」、「譲渡・総合」、「長期・分離」、「短期・分離」の順にCの黒字と通算します（「短期・分離」の区分内は、上段から順に通算しますが、他は、これと異なる順序で通算しても差し支えありません。）。      ハ 「①第1次通算後」のA、Bが黒字で、Cが赤字の場合…Cの赤字は、「経常所得」、「短期・分離」、「短期・総合」、「長期・分離」、「長期・総合」、「一時」の順に通算します（「分離」の区分内は、上段から順に通算しますが、「長期・分離」の区分内は、これと異なる順序で通算しても差し支えありません。）。      ニ 「①第3次通算後」の各欄      イ 「②第2次通算後」のA、B、Cが赤字でDが黒字の場合…A、Bの赤字は、「経常所得」、「譲渡・総合」、「長期・分離」、「短期・分離」の順にDの黒字と通算（「分離・短期」の区分内は、上段から順に通算しますが、他は、これと異なる順序で通算しても差し支えありません。）した後に、Cの赤字を通算します。      ロ イ以外の場合…A、B、C、Dの金額は、「②第2次通算後」の金額をそのまま転記します。</p> <p>(4) 「⑤所得金額」の各欄      イ 「③第3次通算後」の③と④の金額の合計額が黒字の場合…「⑤所得金額」の⑤には、③と④の金額の合計額に0.5を乗じた金額を書き、他は、「③第3次通算後」の金額を転記します。      ロ イ以外の場合…「⑤所得金額」に「③第3次通算後」の金額を転記します。</p> <p>3 申告書への転記</p> <p>(1) 申告書B第一表      イ 「所得金額」欄の①から⑦      申告書B第一表の「所得金額」欄の①から⑦には、損益の通算前の金額を書きます（「所得税の確定申告の手引き～確定申告書B～」参照）。</p> <p>ロ 「収入金額等」欄の①、②及び「所得金額」欄の⑧      i 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の⑤と⑥の金額の合計額が赤字の場合      ⑤の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の②に、⑥の金額を「収入金額等」欄の③に、⑤と⑥の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。      ii ①以外の場合      ③の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の③に、⑤の金額を「収入金額等」欄の②に、⑥と⑦の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。</p> <p>ハ 「収入金額等」欄の④及び「所得金額」欄の⑨      ④の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の④に、③と⑥と⑦の金額の合計額を「所得金額」欄の⑨にそれぞれ転記します。</p> <p>(2) 申告書第三表（分離課税用）      イ 「① 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」欄      申告書第三表（分離課税用）の「① 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」の「差引金額（収入金額－必要経費）」の各欄の通算前の金額をかつてのみ、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨の金額を譲渡の区分に応じたその上段に転記します。      ロ 「所得金額」欄の⑩及び⑪      ⑩の金額を申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」欄の⑩に、⑪の金額を「所得金額」欄の⑪にそれぞれ転記します。</p>	<p style="text-align: center;"><b>(新設)</b></p>